

【総則編】

総則編 目次

第1章 計画の目的と構成	1
第2章 防災の基本理念及び施策の概要	3

第1章 計画の目的と構成

第1 計画の目的

北杜市地域防災計画（以下、「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、北杜市防災会議が策定する計画である。

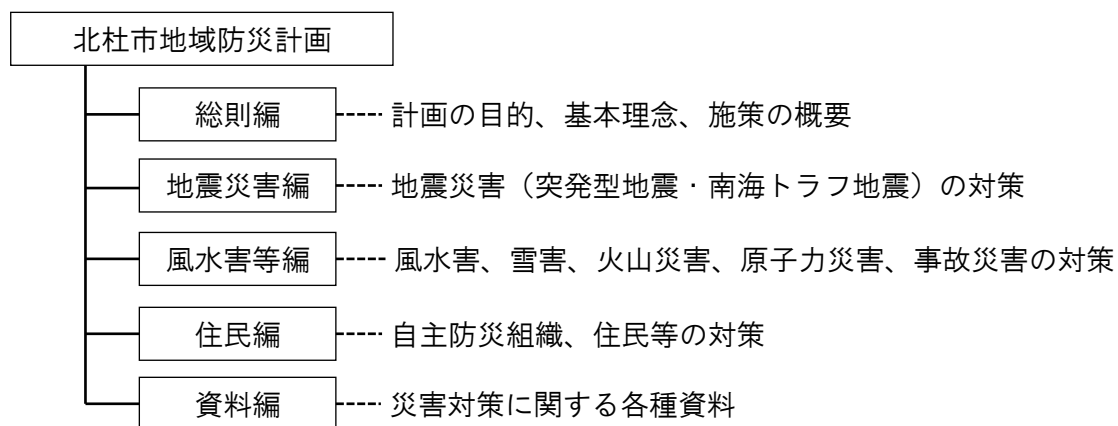
本計画は、市の防災に関し、市をはじめとする防災関係機関、自主防災組織、住民等が行うべき基本的事項を総合的に定めることにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として定めるものである。

なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92条）第5条の2の規定による南海トラフ地震防災対策推進計画を兼ねるものとする。

第2 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとする。

なお、風水害等編において、地震災害編と内容が共通する対策については、地震災害編を準用することとする。



第3 計画の性格

1 計画の内容

本計画は、市、県、防災関係機関、自主防災組織、住民等の行う防災対策の実施責任を明確にするとともに、相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示す。

本計画に示した対策の実施細目、具体的内容等については、それぞれが果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ、別途、それぞれが定める。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の防災基本計画、防災関係機関の防災業務計画及び山梨県地域防災計画と関連を有した計画である。

一方、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）に基づき策定された北杜市国土強靱化地域計画は、大規

第1章 計画の目的と構成

模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築することを目的とするもので、本計画が定める防災・減災の指針となる計画である。

第4 計画の修正

本計画は、国の防災基本計画、山梨県地域防災計画等の上位計画の改定、災害対策基本法等の防災関連法令の改正、市のその他計画、大規模災害で得られた教訓等を反映して、必要に応じ修正を行う。

第2章 防災の基本理念及び施策の概要

第1 防災の基本理念

災害を防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」を防災の基本的考え方とし、たとえ被災したとしても「いのち」が失われないことを最重視し、様々な対策を組み合わせることで災害に備えていく必要がある。

ひとたび大規模災害が発生すると、被害の拡大を防ぐことは個人又は家族の力だけでは限界があり、また、危険及び困難を伴う場合がある。特に、災害発生初期には、公的な支援が届くのに時間もかかる。

このような場合には、日常、顔を合わせている隣近所の人達が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むことが重要となる。

市、県、国等の「公助」による災害応急活動だけでは、住民の「いのち」を確実に守ることは困難であるため、「公助」のみならず、住民、事業所、自主防災組織、各種団体等の様々な主体による「自助」・「共助」の取組を推進していく必要がある。

そこで、大規模災害は必ず起きるとの想定のもと、誰もが日常から危機管理意識を持ち、被害をできる限り少なくしようという「減災」の考え方により、住民、事業所、自主防災組織、各種団体等と行政が協力して防災対策に取り組むことを基本とし、次の基本理念を設定する。

《防災の基本理念》

日常からの防災

—市民のみんなが取り組む減災力の強いまちづくり—

第2 施策の概要

1 災害予防

(1) 日ごろの備えや心構えで災害発生時の被害をできるだけ減らす「減災」という概念を踏まえ、一人ひとりが自分の命を守り（自助）、その上でお互いを助け合う（共助）ことができるよう「減災力の強いまちづくり」を目指す。

市内のすべての家庭や地域・事業所において、平常時から自然災害に対する自助力・共助力を高めるため「減災力の強いまちづくり協定書」の締結を推進するほか、地域減災リーダー育成事業、専門家による減災講座出前塾の受講等の取組を進める。

(2) 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治山治水事業、秩序ある宅地の整備等により災害に強いまちの形成、公共施設及びライフライン機能の安全性の確保等を行う。

(3) 災害応急対策及びその後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、平常時から施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、関係機関（民間企業、ボランティア、NPO・NGO等を含む）相互の協力体制の構築に向けた、共同での実践的な訓練、研修、協定の締結等を行う。

- (4) 住民の防災活動を促進するため、防災知識の普及・啓発、防災教育・防災訓練の実施、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援、自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行う。
- (5) 公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則及び安否確認手段について、平常時から積極的に広報する。
また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す等、帰宅困難者対策を行う。
- (6) 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、防災体制の構築に努める。

2 災害応急対策

- (1) 防災気象情報、南海トラフ地震に関連する情報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動を行う。
- (2) 災害直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速なる収集、伝達、報告を行う。
- (3) 災害応急対策を総合的、効果的に行うため関係機関の活動体制の確立及び他機関等との連携による応援・受援体制の確立を行う。
- (4) 災害の拡大を防止するための消防・水防等の災害防止活動を行う。
- (5) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）に配慮する等、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- (6) 救助・救急活動及び傷病者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
- (7) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また、被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、優先度を考慮した緊急輸送等を行う。
- (8) 避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等、避難生活を支援する。
- (9) 被災者の生活維持に必要な食料、飲料水、生活必需品等の調達及び供給を行う。
- (10) 被災者の健康状態の把握、必要に応じた医療救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、迅速な遺体の処理等を行う。
- (11) 防犯活動等による社会秩序の維持及び物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
- (12) 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。
- (13) 流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断及び行動を促すため、放送事業者、新聞社等の報道機関、ポータルサイト・サーバー運営業者の協力を求めながら、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- (14) 二次災害の危険性を見極め、必要に応じ住民の避難及び応急対策の実施を行う。また、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。
- (15) ボランティア、救援物資・義援金、市内外からの支援の適切な受入れを行う。

3 災害復旧・復興

- (1) 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行う。

- (2) 被災施設の迅速な復旧を行うとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。
- (3) 二次災害の防止と、より快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行う。
- (4) 迅速かつ適切な災害廃棄物処理を行う。
- (5) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
- (6) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けての経済復興の支援を行う。

4 国、県等との連携

大規模災害に対応しうる即応体制を充実強化するため、災害時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化、国、都道府県、市町村等との相互応援体制を構築するため、各機関が連携した災害対応の推進を図る。